

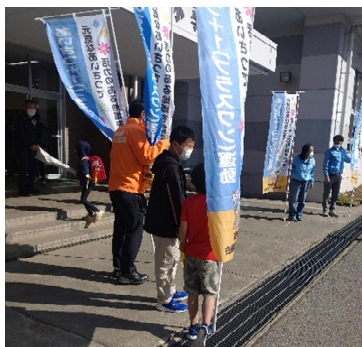
あふれる笑顔のまち村上

第14回 猿沢地域まちづくり協議会 総会 議案書



令和6年度 料理交流会『地元産ぶどうを使ったスイーツづくり』





あいさつ+1（プラスワン）運動



昔の写真パネル展



合同広報紙「つむ」

豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す
活力ある地域を創る



クリーン作戦



朝日さくら小サマーフェス・スノーフェス



令和6年度あいさつ+1（プラスワン）運動標語コンテスト受賞作品

最 優 秀 賞

仲良しの はじめの一步 あいさつで

（遠山 梨衣奈さん 朝日さくら小6年）

優 秀 賞

あいさつは いつでもどこでも だれにでも

（斎藤 彩花さん 朝日さくら小6年）

優 秀 賞

あいさつで だれもがすてきな えがおさく

（斎藤 真歩さん 朝日さくら小3年）

※学年は令和6年10月現在

令和7年度 猿沢地域まちづくり協議会 役員等名簿

令和7年4月1日 現在

No.	役職	氏名	集落	専門部会		備考
1	会長	サトウ 佐藤 クライチ 倉一	板屋越		会長	
2	副会長	タカハシ 高橋 みゆき	猿沢	まちづくり推進部会	部会長	
3	副会長	オオタ 太田 カツユキ 勝行	檜原	産業交流部会	部会長	
4	事務局長	カサカワ 笠川 ヨシユキ 義之	下中島	生活安心部会	部会長	
5	理事	イタガキ 板垣 ツヨシ 剛	寺尾	まちづくり推進部会		
6	理事	イシダ 石田 トモヤ 智也	宮ノ下	まちづくり推進部会	副部会長	
7	理事	サトウ 佐藤 ヒロト 宏登	鵜渡路	まちづくり推進部会		
8	理事	オダ 小田 ハルミ 春海	川端	まちづくり推進部会		
9	理事	スガイ 菅井 シンヤ 慎也	猿沢	まちづくり推進部会		
10	理事	オオタキ 大滝 タカトシ 貴敏	板屋越	まちづくり推進部会		
11	理事	ワタナベ 渡邊 ナリタカ 法隆	下中島	産業交流部会	副部会長	
12	理事	サトウ 佐藤 マサキ 正樹	鵜渡路	産業交流部会		
13	理事	トオヤマ 遠山 ミユキ 美由紀	上野	産業交流部会		
14	理事	キハラ 鬼原 クニアキ 國昭	猿沢	産業交流部会		
15	理事	イノウエ 井上 トミコ 富美子	猿沢	産業交流部会		
16	理事	ホソイ 細井 モトコ 幹子	猿沢(檜原)	産業交流部会		
17	理事	サトウ 佐藤 サユリ	寺尾	生活安心部会		
18	理事	イシグリ 石栗 カズヤ 一也	宮ノ下	生活安心部会		
19	理事	トガシ 富樫 テヒロ 千尋	鵜渡路	生活安心部会	副部会長	
20	理事	サイトウ 齋藤 ノブト 信人	上野	生活安心部会		
21	理事	カワムラ 川村 ヤスユキ 康之	川端	生活安心部会		
22	理事	オオタ 太田 ヤスカズ 康和	檜原	生活安心部会		
23	理事	サトウ 佐藤 キョウコ 恭子	板屋越	生活安心部会		
24	監事	タカハシ 高橋 ジ イチ 治一	猿沢			
25	監事	マスコ 増子 セイイチ 誠一	板屋越			
26	まちづくり サポーター	サトウ 佐藤 ススム 進	寺尾	まちづくり推進部会		旧まちづくり推進部会長
27	まちづくり サポーター	シダ 志田 カズヤ 一也	上野	産業交流部会		旧産業交流部会長

令和7年度 猿沢地域まちづくり協議会 評議員会名簿

令和7年4月1日 現在

No.	役職	氏名	集落	備考
1	評議員	サトウ マサハル 佐藤 政春	寺尾	区長
2	評議員	タマキ カズユキ 玉木 和幸	宮ノ下	区長
3	評議員	タカハシ ミノル 高橋 実	下中島	区長
4	評議員	サトウ カツユキ 佐藤 克之	鵜渡路	区長
5	評議員	アベ セイイチ 阿部 成一	上野	区長
6	評議員	カワムラ トシエイ 川村 敏栄	川端	区長
7	評議員	ナカヤマ カズヒコ 中山 和彦	猿沢	区長
8	評議員	オオタ カツヒロ 太田 勝弘	檜原	区長
9	評議員	オオタキ ショウゴ 大滝 正吾	板屋越	区長

令和7年度 猿沢地域まちづくり協議会 代議員名簿

令和7年4月1日 現在

No.	氏名	集落	No.	氏名	集落
1	サトウ カズヒロ 佐藤 和宏	寺尾	16	タカハシ キョウコ 高橋 京子	猿沢
2	サイトウ 斎藤 みどり	寺尾	17	キハラ ユウコ 鬼原 誘子	猿沢
3	オオタキ ヒトシ 大滝 均	宮ノ下	18	イノウエ マタオ 井上 又男	猿沢
4	タマキ ヨシユキ 玉木 善行	宮ノ下	19	サイトウ トシフミ 齋藤 利文	猿沢
5	ゴトウ カツナリ 後藤 勝徳	下中島	20	サイトウ フミノリ 齋藤 文徳	猿沢
6	シダ トオル 志田 徹	鵜渡路	21	タカハシ シュン 高橋 俊	猿沢
7	シダ ゲン 志田 玄	鵜渡路	22	オオタ サトシ 太田 聡	檜原
8	シダ イネコ 志田 稲子	鵜渡路	23	オオタ シゲ 太田 成巳	檜原
9	サトウ チエコ 佐藤 智恵子	鵜渡路	24	オオタ チ グサ 太田 千草	檜原
10	アベ ケンタ 阿部 健太	上野	25	オオタ ユウジ 太田 雄二	檜原
11	サイトウ サイコ 齋藤 彩子	上野	26	サトウ ダイシ 佐藤 大志	板屋越
12	サイトウ イクコ 齋藤 郁子	上野	27	サトウ タケユキ 佐藤 武行	板屋越
13	カワムラ シュウジ 川村 周司	川端	28	サイトウ ナオユキ 齋藤 直幸	板屋越
14	キハラ カズオ 鬼原 和夫	猿沢	29	オオタキ ユミコ 大滝 由美子	板屋越
15	ワタナベ マナブ 渡辺 学	猿沢	30	サトウ シンジ 佐藤 信治	板屋越

第 14 回 猿沢地域まちづくり協議会 総会

日 時：令和 7 年 4 月 19 日（土）

午後 5 時 30 分～

会 場：朝日みどりの里

《次 第》

1. 開 会

2. あいさつ

- ・猿沢地域まちづくり協議会 会長 佐藤 倉一

3. 祝辞および来賓紹介

- ・朝日さくら小学校 校長 川 上 直 樹 様
- ・猿沢地区区長会長 猿沢区長 中 山 和 彦 様
- ・村上市朝日支所 支所長 五十嵐 忠 幸 様

4. 議長及び議事録署名人の選出

5. 議 事

- ・第 1 号議案 令和 6 年度事業報告及び収支決算報告について
(監査報告)
- ・第 2 号議案 令和 7 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について

6. 議長退任

7. 閉 会

《懇親会次第》

1. 開宴のあいさつ（猿沢地域まちづくり協議会 会長）

2. 乾 杯

～ 祝 宴 ～

3. 万歳三唱

第 1 号議案

令和 6 年度事業報告及び収支決算報告について（監査報告）

令和 6 年度の事業報告及び収支決算報告について、別紙により承認を求めます。

令和 7 年 4 月 1 9 日 提出

令和 7 年 4 月 日 承認

猿沢地域まちづくり協議会

会 長 佐 藤 倉 一

令和6年度 事業報告書

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	効果・課題等
まちづくり推進部会	(1) 地域をピーアールする情報発信する				
	朝日地区合同広報紙「つつむ」の内容検討・発行	年3回 (6月・10月・2月)	全世帯	協議会活動や、集落行事等を地域の皆さんへ紹介するため広報紙を発行する。 6月1日に発行の9号は、主担当まち協として、全体の検討や校正を行った	今年度も予定どおり、6.10.2月に発行した。朝日地域内へ各種情報発信を図った。朝日全域に配布されることによって広く情報発信ができた。
	地域や集落のPR資料冊子の配布・販売	通年	全住民	平成31年3月に製作した、地域の情報・魅力をPRし、集落マップにもなる冊子を配布又は販売する R6年度、1冊販売	猿沢地域の魅力の共有と内外への情報発信を図る。ホームページのトップに掲載し販売の周知を図る。
	(2) 地域・他団体・小学校等の連携や支援を推進する				
	集落活性化支援事業	第一回申請締切 5月31日 第二回申請締切 10月31日	集落及び各種団体	集落や団体の実施事業へ助成金を交付 ※資料あり	各集落や団体の特色ある地域活動の維持・活性化を図ることができた。地域行事のほか、集落の環境整備などに活用することができた。
産業交流部会	(1) 住民交流のための事業を支援・推進をする				
	地域住民交流事業『料理交流会・地元産ぶどうを使ったスイーツづくり』	9月29日(日)	全住民	地域住民交流活動事業として『料理交流会・地元産ぶどうを使ったスイーツづくり』を開催した。ぶどうのタンフル・ぶどうの大福の2品を作った 子ども17人・大人14人参加	対象を親子に目を向け、個人でも参加可能にしたが親子でできるようなメニューにしたため、ここ数年にない参加者数となった。運営面で待ち時間等が多くあったり、トラブル時の余裕がなかったり、事前準備をしっかりとする必要があった。今後の検討が必要である。
	朝日さくら小学校サマーフェスティバル	8月17日(土)	朝日さくら小学校児童及び校区住民	塩野町まち協と合同で朝日さくら小学校で開催。縁日のような形でヨーヨーすくい・スタッキングカップや児童が書いた魚釣りなどブースごとに遊んでもらい、ポップコーンの販売等と最後に打ち上げ花火を実施。 (延べ参加人数：150人)	
	朝日さくら小学校スノーフェスティバル	2月8日(土)	朝日さくら小学校児童及び校区住民	塩野町まち協と合同で朝日さくら小学校で開催。今回で3回目となり、昨年度の雪がない状態とは異なり、そり遊び場・雪灯籠・雪像づくりなどの設置・打ち上げ花火・あたたかい飲み物等の提供。天気予報が荒天のため外遊びの子ども達が少なかった。 (延べ参加人数：150人)	
	(2) 他地域との交流を図り関係人口の増加を図る				
	観光施設等との連携事業『昔の写真パネル展』	令和7年 1月27日～ 2月24日	全住民ほか	朝日みどりの里を中心に観光施設と連携できる事業を検討し、朝日きれい館のロビーを借りて昔の写真パネル展を実施	役員の手持ちの写真や知人等から借りた昔の写真をパネルにして朝日きれい館に展示。地域内外からの利用者が多く、猿沢地域を知ってもらったための効果があった。
	(3) 地域特産を活かした体験や交流を推進する				
	シルクフラワー製作体験	通年	全住民	今年度実施なし シルクフラワー等の製作体験イベントを開催し、シルクフラワーや、まゆクラフトの普及拡大、技術の継承、住民活動の充実を図る	朝日村まゆの花の会と連携しながら地域の特産の継承に努める。
	鮭の塩引き作り体験	11月20日(水)	朝日さくら小学校	地域の食文化・技術の継承のため、鮭の塩引き作り体験を実施した	生鮭を提供。日頃小学生が取り組む機会の少ない伝統料理技術の継承ができた。
	スキーボランティア	1月28日(火) 30日(木)	スキー授業ボランティア1名	朝日さくら小学校のスキー授業の講師ボランティア等で支援をし、冬期スポーツの楽しさを伝える	まち協役員にボランティアのお願い文書を送付し、役員1名参加。

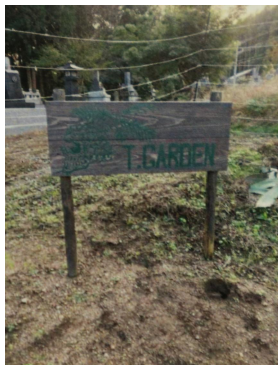
生活 安心 部会	(1) 住民同士が支え合い、安心して暮らせる仕組みを推進する				
	あいさつ+1(プラスワン)運動	通年 (5月～3月)	全住民	地域ぐるみのあいさつ運動を展開する	マナーアップと地域では世代間交流の促進が図られている。活動が定着しており、令和4年度からは朝日さくら小学校の玄関にて児童委員も一緒に参加し登校してくる児童にあいさつをしている。また、標語コンテストも継続実施し、参加賞をさくら小へ贈呈した。
		9月～10月	小学生等	標語コンテストの開催 (朝日さくら小学校3～6年)	
	(2) 課題解決のための地域支援を図る				
	地域の茶の間や集落座談会・防災出前講座の支援	通年	集落住民	今年度実施なし 少子高齢化と担い手不足が進む地域で、いつまでも生き甲斐を持って暮らすためには、どうしたら良いのかを、一緒に考える会を開催するための支援をする	集落座談会のみならず、防災の出前講座等への支援に広がったが周知不足や具体的な支援がみえないため、今後、支援を受けやすい形に検討を行う。
協議会 全体 事業	(3) 地域の景観整備を推進する				
	猿沢地域一斉クリーン作戦	6月8日(土)	全住民	地域全体で一斉に美化活動を行う(ゴミ収集日に実施する) 当日参加者148人	昨年と同様に一斉クリーン作戦が実施できた。集落の事業などで参加者は少ない地域もあったが、コロナが明け年々参加者の微増が見られた。地域をきれいにする気持ちが醸成された。
	芝桜の植栽整備事業 植栽場所の整備 芝桜の株分け会	5月18日(土) 10月12日(土) 3月22日(土)	役員 全住民	猿沢コミュニティセンター駐車場の国道側法面に芝桜の植栽部分の整備。 株分け会の実施日はチラシにて告知を行い、天気も良かったため、10組程度に分けた株の提供ができた。雪解け後に植栽場所に追肥した	今年度2回の植栽場所の整備(草取り)の実施。地域の方にも整備(草刈り)・管理を行ってもらえた。広めるための株分け会も実施した。現植栽地の広がりがあり良くない為、土がやせているようなので、対応が必要と思われる。
	(1) 猿沢地域まちづくり協議会全体事業				
	先進事例の調査研究等	実施なし	猿沢まち協 役員等	先進地事例の調査研究や研修視察を行い、まちづくりを行う人材を育成する	今後、新規役員等にまちづくり協議会についての研修を推進する。
協議会 全体 事業	(2) 朝日地区まちづくり協議会連絡会議による連携事業				
	役員研修事業	12月8日	朝日地区内 5まち協 役員	まち協役員に対して研修を行うことで、まちづくりに関する様々なノウハウを広く学び、今後の各地域のまちづくりを担う人材を育成する。 今年度は地区1つのあらかわまち協の拠点見学等の視察研修を行い、今後の事業計画等の参考になった。	
	互近所ささえ～る隊との情報交換会	2月18日	朝日地区内 5まち協 役員	一昨年前に初回を実施。今年度2回目となる互近所ささえ～る隊との情報交換会を開催し、互近所ささえ～る隊でやっていること・まちづくり協議会でやっていることの情報を共有し、一緒に出来ることを探る。	
	広報事業『つつむ』【再掲】	6月・10月・2月	朝日地区 全戸	令和3年度から朝日地区5つのまち協で合同で通信を発行する。朝日地区各まちづくり協議会情報のお知らせや連絡会議事業のPRを行う。 A3両面2枚(8ページ)カラー印刷、朝日地区全戸配布	

集落活性化支援事業助成金（助成金＝事業費の2／3、集落合計額上限50,000円）

団体	番号		事業の概要	内容及び効果	
寺尾	1	事業名	寺尾ふれあい祭り2024	内容	・集落住民対象のふれあい祭り。 ・余興や料理など各種催し物を用意し、集落住民が一緒に楽しめる場にする。
		事業主体	寺尾区		
		実施日	R6.10.13	効果	・若い世代から高齢者まで、日ごろ交流の少ない世代間のコミュニケーションを図り、また、いろいろな催し物を行うことで楽しさやお互いの連繫を深めることができた。
		参加人数	70人		
		事業費	68,030円		
		助成金	45,000円		
計	1件	助成金	45,000円		
宮ノ下	1	事業名	農林漁業祭	内容	・集落役員を始め集落組織、若衆の会、PTAの皆さんが集まり食事をしながら親睦を深める。 ・子ども達に向け、焼きそば・ヨーヨー・りんご飴などを振る舞う。
		事業主体	宮ノ下公民館		
		実施日	R6.11.17	効果	・伝統行事の継承と地域住民の親睦を深めることができた。
		参加人数	33人		
		事業費	30,872円		
		助成金	20,000円		
計	1件	助成金	20,000円		
下中島	1	事業名	下中島集落研修バス旅行	内容	・数年に一度、子どもから大人までの集落区民が観光地・文化施設をバスで旅行し、研修をするともに懇親を深める。
		事業主体	下中島区		
		実施日	R6.10.27	効果	・観光地や文化施設を巡り視野を広げるとともに、懇親を深め一緒に旅行した区民相互の連帯感を高めることができた。
		参加人数	24人		
		事業費	273,163円		
		助成金	50,000円		
計	1件	助成金	50,000円		
鵜渡路	1	事業名	ひとつの笑顔がもう一つの笑顔をつくるプロジェクト	内容	・もう何年もケーキを食べていないお年寄りに子ども達からサプライズのクリスマスのプレゼントをする。主に、買い物に行けない単身または夫婦の高齢者を対象とする。
		事業主体	鵜渡路区		
		実施日	R6.12.22	効果	・贈られた方々の喜び、笑顔が子ども達にもいろいろなことを与えてくれた。
	2	事業名	どんどこ焼き(夜鳥追い)		
		事業主体	鵜渡路公民館	内容	・各家庭から正月飾りや古いお札を持ち寄り、焚き上げ、無病息災・五穀豊穡を祈願する。
		実施日	R7.1.12		
		参加人数	43人	効果	・伝統行事の継承と地域住民の世代を超えた交流ができた。
		事業費	12,407円		
		助成金	8,000円		
計	2件	助成金	17,000円		
上野	1	事業名	どんどこ焼き(さいの神)	内容	・年1回集落住民他を対象とし、参加人員は45人。
		事業主体	上野区		
		実施日	R7.1.19	効果	・多くの住民が参加することにより、作る技術の伝承や子供たちの住民同士の交流や親睦が図られる。
		参加人数	45人		
		事業費	32,940円		
		助成金	21,000円		
計	1件	助成金	21,000円		
川端	1	事業名	賽ノ神	内容	・年1回集落住民他を対象とし、参加人員は18人。
		事業主体	川端公民館		
		実施日	R7.1.19	効果	・住民同士の絆を大切にし、親睦を深め、文化を継承することができた。
		参加人数	18人		
		事業費	22,880円		
		助成金	15,000円		
計	1件	助成金	15,000円		
猿沢	1	事業名	猿沢鳥追い事業	内容	・正月飾りなどをワラとともに燃やして、集落住民の無病息災を祈願するとともに、伝統行事を住民に継承することにより、集落の活性化を図る。
		事業主体	猿沢区		
		実施日	R7.1.12	効果	・昔から行われてきた集落の行事を行うことで、集落の文化を次世代へ伝えることが期待できるとともに、住民の世代間交流を推進できた。
		参加人数	55人		
		事業費	62,646円		
		助成金	41,000円		
計	1件	助成金	41,000円		

団体	番号		事業の概要	内容及び効果	
檜原	1	事業名	ひばら夏まつり2024	内容	・日ごろより練習している和太鼓の演奏・カラオケ・流しそうめん・ピッチングストライクゲーム等の企画で区民の親睦を深める場にする。
		事業主体 実施日 参加人数 事業費 助成金	桧原区 R6.7.21 50人 86,242円 50,000円	効果	・普段聞けない和太鼓の演奏を中心に、子どもから高齢者、まで集まる機会をつくり住民同士の世代間交流が推進された。
計	1件	助成金	50,000円		
板屋越	1	事業名	ホイホイ事業	内容	・毎年恒例となっている伝統を受け継ぐ集落のホイホイの実施に併せ温かい飲食を振る舞い、宝さがしや運試しくじなどにより、子どもから大人まで楽しめふれあいの機会の場とする。
		事業主体 実施日 参加人数 事業費 助成金	板屋越区 R7.2.16 100人 84,538円 50,000円	効果	・唯一の伝統行事であるホイホイの実施に、豚汁等のふるまいや景品付きの福引くじなどにより多くの区民の参加で伝統行事の継承のみならず、コミュニティの場となり活性化が図られた。
計	1件	助成金	50,000円		
T-GARDEN	1	事業名	若者世代による観葉植物栽培	内容	・寺尾集落内若手(30-40歳代)で、遊休農地に観葉植物の苗を植え栽培する。
		事業主体 実施日 参加人数 事業費 助成金	T-GARDEN(寺尾若者世代団体) R6.4.1~11.4 7人 28,643円 19,000円	効果	・遊休農地を荒廃させない(景観・環境保全) ・若い世代が中心となりコミュニケーションの活性化を図る。
計	1件	助成金	19,000円		
合計	11件		事業数:11事業(10団体) 助成金:328,000円		※宮ノ下区どんど焼きの申請があったが、都合により中止。

T-GARDEN の活動の様子



令和6年度 猿沢地域まちづくり協議会収支決算書

収入

単位：円

区分	決算額	予算額	比較	説明
1 前年度繰越金	411,559	411,559	0	
2 地域まちづくり交付金	1,697,000	1,697,000	0	村上市地域まちづくり交付金
3 繰入金	0	0	0	
4 雑収入	51,190	30,441	20,749	冊子販売収入 1,000 さくら小サマーフェス収入折半分 29,000 さくら小スノーフェス収入折半分 13,280 料理交流会 7,600 預金利息 310
合計	2,159,749	2,139,000	20,749	

支出

単位：円

区分	事業	決算額	予算額	比較	説明
1	まちづくり推進経費	328,000	555,000	△ 227,000	
	1 情報発信事業	0	5,000	△ 5,000	
	2 集落活性化支援事業	328,000	550,000	△ 222,000	集落活性化支援事業補助金
2	産業交流経費	452,325	482,000	△ 29,675	
	1 産業交流活性化事業	440,575	455,000	△ 14,425	昔の写真パネル展 193,935 料理交流会(ぶどうを使ったスイーツづくり) 75,395 朝日さくら小サマーフェス経費折半分 70,073 朝日さくら小スノーフェス経費折半分 81,056 スキーボランティア保険ほか 20,116
	2 地域特産活用事業	11,750	27,000	△ 15,250	塩引き鮭作り体験
3	生活安心経費	58,776	214,000	△ 155,224	
	1 支え合い推進事業	9,703	124,000	△ 114,297	あいさつ運動標語コンテスト経費 9,703
	2 景観整備事業	49,073	90,000	△ 40,927	一斉クリーン作戦 38,568 芝桜植栽整備および株分け会 10,505
4	組織運営経費	598,979	788,000	△ 189,021	
	1 報償費	173,000	207,000	△ 34,000	総会出席者報償、役員報償、役員外部員報償
	2 費用弁償	79,000	118,000	△ 39,000	会議出席見合い
	3 需用費	97,360	145,000	△ 47,640	消耗品費
	4 役務費	52,619	65,000	△ 12,381	書類等郵送料、振込手数料
	5 使用料及び賃借料	13,000	20,000	△ 7,000	会場借用料
	6 負担金	184,000	233,000	△ 49,000	朝日地区まちづくり協議会連絡会議
5	積立費	300,000	0	300,000	
	1 積立費	300,000	0	300,000	昔の写真パネル展示写真活用積立金
6	予備費	0	100,000	△ 100,000	
	1 予備費	0	100,000	△ 100,000	
合計		1,738,080	2,139,000	△ 400,920	

収入合計 2,159,749 支出合計 1,738,080 次年度繰越金 421,669 円

※市からの交付金額の25%（繰越上限目安）
424,250

備 品 台 帳

No.	分 類	物 品	規 格	購入日	価 格	購入先	保管場所	備考
1	写真・光学 器具類	デジタ ル カメ ラ	CANON EOS M10 EF-M15-45	H27. 12. 15	31,860	(資)ほんぽ	村上市朝日 支所 地域振興課 事務室	塩野町地域ま ちづくり協議 会と共有 持分 1/2 総額 63,720 円
2		以下余白						
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

積立金台帳

積立金の名称	朝日地区合同事業基金				
積立の目的	朝日地区5つのまちづくり協議会が合同で行う事業のため				
積立開始年月日	令和4年3月24日				
積立終了予定年月日	令和8年3月24日 ※ 年度更新				
保有方法	定期貯金(北新潟農業協同組合)				
移動年月日	異動事由	増加額	減少額	現在高	備考
R4.3.24	設置	500,000		500,000	
R5.3.24	利息	9		500,009	自動継続
R6.3.22	積み増し	200,000		700,009	
R6.3.24	利息	9		700,018	自動継続
R7.3.24	利息	13		700,031	自動継続
	以下余白				

積立金台帳

積立金の名称	昔の写真活用事業基金				
積立の目的	展示した昔の写真を今後に残すために活用(写真集等)する事業のため				
積立開始年月日	令和7年3月21日				
積立終了予定年月日	令和8年3月21日				
保有方法	定期貯金(北新潟農業協同組合)				
移動年月日	異動事由	増加額	減少額	現在高	備考
R7.3.21	設置	300,000		300,000	
	以下余白				

監 査 報 告 書

猿沢地域まちづくり協議会規約第 20 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度猿沢地域まちづくり協議会事業報告書並びに決算報告書について監査を実施しましたので報告します。

記

監査の結果

- (1) 事業報告書は、猿沢地域まちづくり協議会の事業運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 収入支出の証拠書類及び預金通帳を照合した結果、誤りなく適正に処理していると認めます。

以 上

令和 7 年 3 月 3 1 日

監 事

高橋 治一 

監 事

増子 誠一 

第 2 号議案

令和 7 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について

令和 7 年度の事業計画並びに収支予算について、別紙案により承認を求めます。

令和 7 年 4 月 1 9 日 提出

令和 7 年 4 月 日 承認

猿沢地域まちづくり協議会

会 長 佐 藤 倉 一

令和7年度 事業計画(案)

区 分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取 組 内 容	備 考
まちづくり推進部会	(1) 地域をピーアールする情報発信する				
	朝日地区合同広報紙「つつむ」の内容検討・発行	年3回	全世帯	協議会活動や、集落行事等を地域の皆さんへ紹介するため広報紙を発行する	
	地域や集落のPR資料冊子の販売	通年	全住民	平成31年3月に製作した、地域の情報・魅力をPRし、集落マップにもなる冊子を販売する	
	(2) 地域・他団体・小学校等の連携や支援を推進する				
	集落活性化支援事業	年2回申請を受付	集落及び各種団体	集落や団体が開催する事業へ助成金を交付し、地域活性化を支援する。補助率2/3以内、上限5万円。5月末迄と、10月末迄の年2回申請受付期限を設ける	
産業交流部会	(1) 住民交流のための事業を支援・推進をする				
	地域住民交流事業	未定	全住民	地域住民交流活動事業として、地域の伝統料理などの推進やスポーツを推進するための交流会を開催する	
	朝日さくら小学校連携事業(サマーフェス・スノーフェス)	8月・2月	小学生等	朝日さくら小学校を会場に塩野町まち協と連携をし、サマー及びスノーフェスティバルを開催する。小学校、まち協同士の関係を円滑にし、教育の推進、子どもたちがまち協への興味を高めることが目的	
	(2) 他地域との交流を図り関係人口の増加を図る				
	観光施設等との連携事業『地域の写真パネル展』	9月～3月	全住民ほか	昔の写真パネル展を3回実施した。現代の地域の伝統行事等の写真をパネルにして展示し、地域のことを理解してもらう	
	昔の写真活用検討	通年	役員	過去3回の昔の写真パネル展の写真を活用するべく、写真集等の作成検討をする	
	(3) 地域特産を活かした体験や交流を推進する				
	シルクフラワー製作体験	通年	全住民	朝日村まゆの花の会と連携し、シルクフラワー等の製作体験会等を開催し、まゆを活用した作品の普及拡大、技術の継承、住民活動の充実を図る	
	鮭の塩引き作り体験支援	11月頃	朝日さくら小学校	地域の食文化・技術の継承のため、鮭の塩引き作り体験の支援をする	

区 分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取 組 内 容	備 考
生活 安心 部 会	(1) 住民同士が支え合い、安心して暮らせる仕組みを推進する				
	あいさつ+1(プラスワン)運動	通年 (5月～3月)	全住民	朝日さくら小であいさつ運動をする 地域でのあいさつ運動を推進する	
		9月～10月	小学生等	標語コンテストの開催	
	(2) 課題解決のための地域支援を図る				
	地域で安全安心して集える場づくり	通年	全住民	地域で安心して暮らすため、気軽に話し合いができる『つどい場』を開催し、交流を支援する。また、集落・年齢・男女問わず『つどえる場づくり』を研究する。	
	(3) 地域の景観整備を推進する				
	猿沢地域一斉クリーン作戦	6月14日(土)	全住民	地域全体で一斉に環境美化活動を行う (ゴミ収集日に実施する)	
	芝桜の植栽整備事業	①5月中旬 ②10月	全住民	猿沢コミュニティセンター駐車場の国道側法面に芝桜を植栽整備および株分け会を継続的に開催し、地域にひろげる活動をする。	

猿沢地域まちづくり協議会全体事業

事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取 組 内 容	備 考
(1) 人材育成の推進を図る				
まちづくり研修会	未定	猿沢まち協 役員等	先進地等の研修をし、まちづくりを行う人材を育成する	

朝日地区まちづくり協議会連絡会議による連携事業

事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取 組 内 容	備 考
合同広報紙『つつむ』発行【再掲】	6月・10月 ・2月	朝日地区 全戸配布	朝日地区5つのまちづくり協議会合同で広報紙を発行。当番まち協がレイアウトを作成。各まち協1ページ掲載内容検討。	
役員研修事業	未定	朝日地区内 5まち協 役員等	役員の研修を行うことで、まちづくりに関する様々なノウハウを広く学び、今後の各地域のまちづくりを担う人材を育成する。	
地域・他団体・小学校等の連携や支援を推進する	3回	全住民	朝日中学校等との連携する事業を協議しながら進めていく	

令和7年度 猿沢地域まちづくり協議会収支予算書(案)

収 入

(単位:円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較	説 明
1 前年度繰越金	421,669	411,559	10,110	
2 地域まちづくり交付金	1,677,000	1,697,000	△ 20,000	・市からの交付金
3 繰入金	0	0	0	
4 雑収入	21,331	30,441	△ 9,110	・さくら小連携事業収入 20,000円 ・冊子販売収入 1,000円 ・預金利息等 331円
合 計	2,120,000	2,139,000	△ 19,000	

支 出

(単位:円)

区分	事 業	本年度予算額	前年度予算額	比較	説 明
1	まちづくり推進経費	555,000	555,000	0	
	1 情報発信事業	5,000	5,000	0	合同広報紙取材経費
	2 集落活性化支援事業	550,000	550,000	0	集 落 50,000円×9集落=450,000円 その他団体 50,000円×2団体=100,000円
2	産業交流経費	432,000	482,000	△ 50,000	
	1 産業交流活性化事業	405,000	455,000	△ 50,000	・住民交流会 100,000円 ・観光施設連携事業 100,000円 ・スキーボランティア 5,000円 ・さくら小・塩野町まち協連携事業(フェス) 200,000円
	2 地域特産活用事業	27,000	27,000	0	・塩引き作り体験 7,000円 ・シルクフラワー製作等体験 20,000円
3	生活安心経費	193,000	214,000	△ 21,000	
	1 支え合い推進事業	103,000	124,000	△ 21,000	・地域のつどい場開催、支援 90,000円 ・あいさつ+1(プラスワン)運動 13,000円 (標語コンテスト消耗品・参加賞等)
	2 景観整備事業	90,000	90,000	0	・地域一斉クリーン作戦 40,000円 ・芝桜植栽部整備事業 50,000円
4	組織運営経費	890,000	788,000	102,000	
	1 報償費	207,000	207,000	0	・役員等報償 (内訳)総会参加者 80,000円 役員分 119,000円(25人分) その他部会員分 8,000円(4人分)
	2 費用弁償	118,000	118,000	0	・役員等報償(会議出席見合い) (内訳) 役員分 110,000円(25人分) その他部会員分 8,000円(4人分)
	3 需用費	121,000	145,000	△ 24,000	・事務用消耗品(印刷用紙、印刷機消耗品、 カラープリンタインク、封筒等) 100,000円 ・外部会合懇親会費負担金 21,000円
	4 役務費	65,000	65,000	0	・郵送料等 50,000円 ・振込手数料 15,000円
	5 使用料及び賃借料	20,000	20,000	0	・会場使用料
	6 備品購入費	150,000	0	150,000	・会議用長テーブル(いす用テーブル) 6台
	7 負担金	209,000	233,000	△ 24,000	・研修視察負担金 50,000円 ・朝日まち協連絡会議負担金 159,000円
5	積立金	0	0	0	
	1 積立金	0	0	0	
6	予備費	50,000	100,000	△ 50,000	
	1 予備費	50,000	100,000	△ 50,000	他団体との連携事業の推進に活用
合 計		2,120,000	2,139,000	△ 19,000	

収支差引残高 なし

予算の区分・事業間の流用については会長に一任する。

猿沢地域まちづくり協議会の役員等報償及び費用弁償について(内訳)

1. 役員・監事・顧問の報償費及び費用弁償

所属	役職	報償費(年額)	費用弁償(会議等出席1回500円)	人数	報償費×人数	費用弁償×人数	備考
役員会	会長	13,000	7,500	1	13,000	7,500	会議出席15回を想定
	副会長 (兼専門部会長)	7,000	7,500	2	14,000	15,000	会議出席15回を想定
	事務局長 (兼専門部会長)	7,000	7,500	1	7,000	7,500	会議出席15回を想定
	専門部副会長	5,000	5,000	3	15,000	15,000	会議出席10回を想定
	理事	4,000	4,000	16	64,000	64,000	会議出席8回を想定
監事		3,000	500	2	6,000	1,000	会議出席1回を想定
評議員会	顧問	3,000	1,000	-	-	-	会議出席2回を想定
	評議員	-	-	9	-	-	各集落区長
合 計				34	119,000	110,000	

※ 副会長、事務局長及び理事は、何れかの専門部会に所属し、部会長、副部会長、部会員を担当する。

2. 総会報償費

所属	役職	報償費	人数	報償費×人数	備考
総会(出席者のみ)		1,000	80	80,000	代議員、評議員、役員、役員外部員

3. 専門部会の報償費及び費用弁償(役員以外)

所属	役職	報償費(年額)	費用弁償(会議等出席1回500円)	人数	報償費×人数	費用弁償×人数	備考
専門部会	その他部会員	2,000	2,000	4	8,000	8,000	各部会3人まで(最大9人)

※ 専門部会の「その他部会員」(通称:まちづくりサポーター)は、役員会の承認を得た場合は、各部会3人まで置くことができる。

猿沢地域まちづくり協議会 総会資料編

- ・ 猿沢地域まちづくり計画
- ・ 猿沢地域まちづくり協議会規約
- ・ 〃 規約別表
- ・ 〃 組織図

第2次 猿沢地域まちづくり計画



～まちづくりの理念～

『豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域を創る』

令和4年4月

猿沢地域まちづくり協議会

猿沢地域まちづくり計画

1 地域の特徴、課題

（地理）

猿沢地域は、村上市の西部に位置し、北は男川沿いに塩野町地域と、東は高根川沿いに高根地域、三面川沿いに館腰地域と接し、西は、北から南西方向に伸びる山稜で旧村上市と接しています。地域のほぼ中央を縦貫する国道7号沿いに宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、猿沢、桧原、板屋越の7集落、県道村上朝日線沿いに寺尾集落、県道小揚猿沢線沿いに川端集落が点在しています。

（成り立ち）

明治22年に寺尾村、宮ノ下村、下中島村、鵜渡路村、上野村の合併により「鵜渡路村」、同じく川端村、猿沢村、桧原村、板屋越村が合併して「猿沢村」が誕生しました。明治34年に両村が合併して誕生したのが、本地域の母体となる「猿沢村」です。その後は、昭和29年に館腰村、三面村、高根村、塩野町村と合併し「朝日村」、平成20年に村上市、荒川町、神林村、山北町と合併して現在の「村上市」に至ります。

（産業）

本地域の基幹産業は稲作を中心とした農業であり、古くから地域経済社会の先導的役割を担うとともに、多様な価値観の創出や独自の文化・風土の形成に大きな影響を与えてきました。近年は、農業者の高齢化や担い手不足が進行しており、集落営農等による環境保全型農業への転換期を迎えています。

（観光）

猿沢集落の東、国道7号沿いには、市が運営する観光施設「みどりの里」があります。昭和60年の物産会館・食堂の建設を皮切りに温泉、屋根付き多目的ドーム、シルクフラワー工房、体験交流施設、宿泊施設、プール、農産物直売所など、多種多様な施設が整備されてきました。平成23年3月には日本海沿岸東北自動車道「朝日まほろばIC」が完成し、その先の延伸工事も進められており、敷地内には「道の駅」も併設されていることから、今後、さらなる都市との交流、地域情報の発信拠点として期待をしています。

（交通）

鉄道が整備されていない本地域においては、国道7号が交通の中心であり、自家用車や路線バスでの移動が主な交通手段です。しかし、路線バスの運行本数は年々減少しており、不便に感じている住民もいるのではないのでしょうか。

（人口）

人口は、昭和 30 年頃をピークに減少の一途を辿っており、少子高齢化が深刻化しています。人口減少は、空き家の増加、農地や山林の荒廃、地域扶助体制の衰退、産業や地域文化の担い手不足などが影響として挙げられます。

（地域の課題と組織づくり）

市町村合併により、行政の能力向上や効率的な運営が図られるようになった半面で、市民と行政の距離が遠くなったという声も聞かれます。また、地域づくりに対する市民の要望が多様化・高度化しており、行政の公正公平に基づく画一的なやり方では対応できない、地域資源を活かしきれない可能性があります。少子高齢化、集落活動の停滞などがささやかれる今、互いを支え、支えられる共通の目的意識を持ち、集える場として、「地域の元気づくり」に繋げることを目指すために、既存の仕組みや組織を見直し、行政と市民（地域）の役割分担の明確化を行い、市民（地域）が能力を発揮できる「元気なまちづくり」の仕組みを作っていく必要があります。

このような考えに基づき、地域コミュニティの核となっている、集落の取り組みを補完し、相互の連携や各種団体などが連携しあえる場として平成 24 年度より「猿沢地域まちづくり協議会」を組織し、猿沢地区の魅力の情報発信、集落活動の支援、賑いや一体感を生み出すイベント開催、あいさつ励行、ボランティアの活性化、郷土食など地域資源を活かした取り組み、農業体験イベント開催、歴史文化の伝承、地域美化活動など、多岐にわたる活動を展開していますが、協議会発足から 10 年経過し、保育園や小学校が統合したなかで、協議会の取組の見直しをかけながら、より地域と時代に求められる活動を展開していく必要があります。

2 まちづくりの理念、将来像（目標年度：8 年度）

猿沢地域では、地域と行政がお互いに知恵を出し合い、地域の資源などを活用して、地域の元気づくりと活力を高めていくために、まちづくりの理念と将来像を決定しました。

（理念）

『豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域を創る』を理念に掲げ、3 つの将来像を達成するため、住民と行政が一体となり魅力ある地域を目指します。

（将来像）

- ・住民の集える場所があり、にぎわいと生きがいが生まれている
- ・住民同士の互いに支えあう仕組みが構築され、心身ともに健全な生活が営まれている
- ・地域の歴史文化、美しい景観が守られ、多くの人で賑わっている

3 具体的な取組みの方向性、実施事業等（計画年度：4年度～8年度）

基本方針	取組みの方向性や実施する事業
まちづくりへの関心と地域の歴史や伝統文化の継承の推進をする	地域をピーアールする情報発信をする
	地域・他団体・小学校等との連携や支援を推進する
	人材育成の推進を図る
住民同士が支え合い、安全安心に暮らせる地域をつくる	住民同士が支え合い、安心して暮らせる仕組みを推進する
	課題解決のための地域支援を図る
	地域の景観整備を推進する
地域の特産を活かした体験を通じ、住民同士の交流や地域外との交流を深め関係人口の増加を図る	住民交流のための事業を支援・推進をする
	他地域との交流を図り関係人口の増加を図る
	地域特産を活かした体験や交流を推進する

4 事業計画年度（実施年度：4年度～8年度）

基本方針	事業項目	重点実施	実施年度				
			4	5	6	7	8
まちづくりへの関心と地域の歴史や伝統文化の継承の推進をする	地域をピーアールする情報発信をする	●					
	地域・他団体・小学校等との連携や支援を推進する						
	人材育成の推進を図る						
住民同士が支え合い、安全安心に暮らせる地域をつくる	住民同士が支え合い、安心して暮らせる仕組みを推進する	●					
	課題解決のための地域支援を図る						
	地域の景観整備を推進する						
地域の特産を活かした体験を通じ、住民同士の交流や地域外との交流を深め関係人口の増加を図る	住民交流のための事業を支援・推進をする	●					
	他地域との交流を図り関係人口の増加を図る						
	地域特産を活かした体験や交流を推進する						

猿沢地域まちづくり協議会規約

平成24年 3 月 27 日制定

(目的)

第1条 本会は、猿沢地域の特性や課題に応じた活性化対策のために、この地域に暮す住民がお互いに知恵を出し、協力して、豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域の創造に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、猿沢地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、村上市岩沢5611番地、村上市朝日支所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 住民の健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 住民の安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、猿沢地域に居住する人及び事業を実施する個人若しくは法人又は地域で活動する各種団体（以下、構成員）をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 理事 21 名程度
- (5) 監事 2 名

2 役員は、構成員の中から各集落の区長が「別表1」により選出する。

3 会長、副会長、事務局長は、役員会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行でき

ないときは、その職務を代行する。

- 3 事務局長は、本会事務及び事務局を総括する。
- 4 理事は、本会の事業に参画する。
- 5 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 構成員に代わって総会に出席する代議員を置く。

- 2 代議員は、役員および各集落の区長以外の構成員から各集落の区長が「別表2」により選出する。
- 3 代議員は、総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。
- 4 代議員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された代議員任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

第10条 本会に、評議員を置くこととし、各集落の区長が当たる。

(顧問)

第11条 本会は、有識者、アドバイザー等による顧問を必要に応じて置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において選任し、総会の承認を得るものとする。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、評議員会及び専門部会とする。

(総会)

第13条 総会は、代議員をもって構成する本会の最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 役員、顧問及び専門部会の承認に関すること。
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数(委任状提出者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 役員会は、必要に応じて、評議員及び顧問の出席を求め、助言、指導等を受けることができる。

(評議員会)

第16条 評議員会は、評議員及び顧問で構成し、本会の運営に係る助言を行うものとする。

- 2 評議員会は、会長又は評議員の求めに応じ、開催することができる。

(専門部会)

第17条 本会は、事業を円滑に実施するために、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の種類は、役員会において決定する。
- 3 専門部会は、役員をもって構成する。
- 4 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、会長及び監事を除く役員の中から役員会において選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 8 専門部会には、役員以外の部員を置くことができる。
- 9 役員以外の部員は、専門部会において選任し、役員会の承認を得るものとする。
- 10 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第18条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐し、本会の事務及び会計事務を処理する。
- 5 事務局員は、会長が任命する。

(会計)

第19条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収入支出をすることができる。

(監査)

第20条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第21条 この規約は、総会において出席代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第23条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第24条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月27日から施行する。

この規約の変更は、平成25年4月20日から施行する。

この規約の変更は、平成27年4月18日から施行する。

この規約の変更は、平成29年11月4日から施行する。

別 表(令和7年1月1日更新)

1. 役員の人数について

- ・役員のうち監事以外の人数は、任期が満了する直前の1月1日の住民基本台帳の人口により算出するものとし、集落毎に定数割2人、人口170人に1人の割合とする。

監事は、人口250人以上の集落から選出することとし、猿沢1名、板屋越1名を選出する。

(令和6年1月1日現在、単位:人)

集落	世帯数	男	女	人口	定数割	人口割	役員	監事
寺尾	25	39	42	81	2	0	2	
宮ノ下	40	51	59	110	2	0	2	
下中島	21	29	24	53	2	0	2	
鵜渡路	67	92	107	199	2	1	3	
上野	66	75	94	169	2	0	2	
川端	24	32	20	52	2	0	2	
猿沢	197	210	229	439	2	2	4	1
桧原	79	118	124	242	2	1	3	
板屋越	100	135	138	273	2	1	3	1
計	619	781	837	1,618	18	5	23	2

2. 代議員の人数について

- ・代議員の人数は、毎年1月1日の住民基本台帳の人口により算出するものとし、集落毎に定数割1人、人口60人に1人の割合とする。

(令和7年1月1日現在、単位:人)

集落	世帯数	男	女	人口	定数割	人口割	代議員	参考:人口前年比
寺尾	23	37	38	75	1	1	2	△ 6
宮ノ下	40	50	59	109	1	1	2	△ 1
下中島	21	27	21	48	1	0	1	△ 5
鵜渡路	67	87	101	188	1	3	4	△ 11
上野	66	70	90	160	1	2	3	△ 9
川端	24	30	19	49	1	0	1	△ 3
猿沢	193	202	223	425	1	7	8	△ 14
桧原	78	113	120	233	1	3	4	△ 9
板屋越	98	132	131	263	1	4	5	△ 10
計	610	748	802	1,550	9	21	30	△ 68

R7猿沢地域まちづくり協議会 組織図

村上市より

総会(代議員制)

・猿沢地域の住民で構成される最高の議決機関

(代議員の決定)

1. 代議員は、規約に基づき算出された人数を、各集落区長が選出する。

役員会(監事を除く23名)

・総会に付議する事項、本会の運営に関する事項を審議

(役員及び役職の決定)

1. 役員(理事及び監事)は、規約に基づき算出された人数を上限とし、各集落区長が選出するほか構成員の立候補があった時は役員会での審議を経て選出する。

2. 会長1名、副会長2名、事務局長1名は、理事の互選とし、監事とともに総会で決定する。

(専門部会の所属の決定)

3. 理事は、いずれかの専門部会に所属し、参画する。

(専門部会長の決定)

4. 副会長2名および事務局長は、いずれかの専門部会に所属し、部会長を担当する。

(副部会長の決定)

5. 各専門部会の副部会長は、所属理事の互選とする。

(役員以外の部員)

6. 各専門部会には、役員以外の部員をおくことができる。

総会
(代議員30名)

会長
(1名)

副会長
(2名)

理事
(19名)

事務局

・事務全般及び会計処理

事務局長
(1名)

事務局員
(市職員)

監査

・事業及び会計の監査

監事
(2名)

協議会

○財政支援
・まちづくり交付金

○人的支援
・地域担当職員の配置

評議員会

・協議会への助言

集落区長
(9名)

顧問

運営に係る助言

猿沢地域の人口

(令和7年1月1日 現在)

集落	世帯	男	女	計
寺尾	23	37	38	75
宮ノ下	40	50	59	109
下中島	21	27	21	48
鯉渡路	67	87	101	188
上野	66	70	90	160
川端	24	30	19	49
猿沢	193	202	223	425
松原	78	113	120	233
松原越	98	132	131	263
計	610	748	802	1,550

連携・協力・交流

参加・参画・評価

事業・支援・広報

すべての地域住民・集落(区)・集落公民館・青年会・婦人会・老人会・小中学校PTA・各種団体など